

平成28年度アダプト・プログラム助成制度 申請の手引き

【目次】

1. 趣旨・目的	1
2. 実施者	1
3. 対象者	1
4. 助成総額および1団体に対する上限助成額と助成団体数	2
5. 助成の対象項目および対象期間	2
6. 申請の手続き	3
7. 審査および審査結果	3
8. 助成対象決定後の手続き	4
書類の提出先および問い合わせ先	6
個人情報の取り扱いについて	6

1. 趣旨・目的

公益社団法人食品容器環境美化協会は、飲料メーカー6団体で構成される公益法人で、飲料容器の散乱対策を中心とした環境美化の推進を事業目的とし、その一環として行政と市民の協働によるまち美化手法である「アダプト・プログラム」の情報センターとして、普及・推進に取り組んでいます。

市民と行政が協働で進める「アダプト・プログラム」の重要性が全国で広く認識されつつある中、アダプト・プログラムへの新規参加予定団体、あるいは活動をさらに充実、拡大しようとする団体等を助成、支援することにより、アダプト・プログラム活動の一層の奨励を行うとともに、その普及を推進することを目的としています。

2. 実施者

公益社団法人食品容器環境美化協会

3. 対象者

(1) 次のいずれかの団体であること

① 各自治体が導入しているアダプト制度に登録している団体で、アダプト活動を、更に充実、拡大しようとする団体

② 新たに地域のアダプト・プログラムに参加しようとする団体

(2) この助成制度が設けられている趣旨に賛同するとともに、飲料団体から構成されている食品容器環境美化協会の活動であることを十分認識していること

(3) 過去2年間（2014年度、2015年度）に当協会の助成受けてないこと。

4. 助成総額および1団体に対する上限助成額と助成団体数

(1) 助成総額

助成総額 : 450万円 (予定)

(2) 1団体に対する上限助成額と助成団体数

10万円助成コース (上限10万円) 約20団体に助成

5万円助成コース (上限5万円) 約50団体に助成

* 必要経費額が両コースとも上限額未満の場合は当該額とします。

* 団体数は応募状況、選考状況により、多少変更される場合があります。

5. 助成の対象項目および対象期間

(1) 助成申請の対象となる費用

・アダプト・プログラム活動のうち、主として清掃活動およびポイ捨て防止・啓発活動に必要な諸費用とします。

・申請の際に見積もり等は必要ありません。目安の金額をご記入ください。ただし、助成決定後はいかなる理由であっても増額することはできませんのでご注意ください。

・また、助成決定後に助成対象項目を変更することはできません。

(2) 具体的な助成対象項目の例 (下記に挙げる項目は一例です)

- ① 清掃用具購入費 (ほうき、ちりとり、ゴミ回収袋、軍手、トンガ、草刈り用品等)
- ② 団体の統一感を表すための品目購入費 (腕章、帽子、ユニホーム、のぼり等)
- ③ 勉強会・交流会・啓発活動等の会場費、講師料、備品等。(講演内容・議題を明記)
- ④ その他、清掃活動に必要なもの、ポイ捨て防止・啓発活動に必要なもの

(3) 助成の対象とならない項目・助成対象項目の変更

・会食費や飲食費、人件費、団体運営費などは、助成の対象となりません。

・アダプト活動(清掃活動およびポイ捨て防止・啓発活動等)以外の活動に使用する項目は助成の対象となりません。

(4) 助成の対象となる期間

・平成28年4月～平成29年3月に支出される費用を対象とします。

選考結果は9月にお送りしますが、4月までさかのぼって費用を対象とすることができます。ただし、領収書の原本が必要となりますのでご注意ください。

・活動の実施期間が複数年度にわたる場合でも、助成は1回につき1年度です。

(5) 助成額

5万円コースの場合、5万円以下の金額で申請された場合はその額を助成することとします。5万円以上の金額で申請された場合は5万円を助成いたします。

10万円コースも同様です。

また、助成決定後は、いかなる理由であっても増額することはできません。

6. 申請の手続き

(1) 申請書の配付・受取り

以下のいずれかの方法により申請書をお受け取りください。

- ① 登録している地方自治体アダプト・プログラム導入担当部局からの配付
- ② 当協会ホームページからダウンロード (URL: <http://www.kankyobika.or.jp>)
- ③ 当協会へ請求 (メールまたはFAX)

氏名、住所、電話番号を明記の上、メールまたはFAXにてご請求ください。

* メールにて請求される場合：申請書 (エクセル) を添付し、ご返信致します。

* FAXにて請求される場合：申請書をご指定いただいた住所へ郵送致します。

(2) 申請方法

① 当協会へ直接申請 (郵送またはメール)

アダプト・プログラム参加団体であることを証明する資料 (合意書、認定書のコピーなど) を必ず添付してください。返却は致しませんので、原本を送らないでください。

② アダプト制度を登録している地方自治体アダプト・プログラム導入担当部局を経由し、当協会へ申請してください。

自治体経由で申請する場合、アダプト・プログラム参加団体であることを証明する資料 (合意書、認定書のコピーなど) は必要ありません。

(3) 10万円助成コース、5万円助成コースの両コースの重複申請について

10万円助成コース、5万円助成コースの両コースの重複申請は不可とします。

(4) 申請締め切り

平成28年6月24日 (金) (当日消印有効) とします。

(5) 提出した申請書及び添付書類の修正、差し替え、追加

提出期限前であれば可能です。必ず電話にてご連絡いただき、書類に「修正」「差し替え」「追加」を明記してください。

7. 審査および審査結果

(1) 審査方法

審査会を設け、提出して頂いた書類の審査を行います。

(2) 審査結果の通知

審査結果は平成28年9月1日 (木) に助成対象または選外に関わらず、すべての団体に選考結果をお送り致します。また、当協会ホームページにて助成対象団体を公開致します。

(3) 審査基準の公表

審査基準は一切、公表致しません。

8. 助成対象決定後の手続き

(1) 助成対象となった場合の手続き

スケジュールは下記の通りです。

平成28年	9月 1日 (木)	助成団体決定通知発送
	9月16日 (金)	送金先口座等の連絡締切り
	10月 3日 (月)	助成金の支払い
平成29年	3月 1日 (水) ~ 17日 (金)	活動報告書の提出

(2) 助成金の送金について助成金額の送金先口座他のご連絡

助成対象団体は選考結果に同封している「アダプト・プログラム助成金送金先について」にご記入の上、9月16日(金)までに当協会へ郵送願います。
当協会よりご指定いただいた口座へ送金します。

(3) 団体紹介について

- ・今回の助成制度の対象団体に選ばれた団体につきましては、団体概要および活動内容などを当協会広報誌やホームページ、Facebook等、当助成制度の事業活動においてご紹介いたします。
- ・申請書にて「許可しない」と回答した団体は、団体名・登録自治体、プログラム名、助成項目のみ公表いたします。
- ・当協会広報誌やホームページに掲載される団体紹介の内容は下記の通りです。
団体の名称、登録自治体、アダプト・プログラム名称、活動内容、活動写真など

(4) 活動報告書の作成提出

選考結果に同封している「活動報告書」「助成使用額明細」を提出していただきます。
2月中旬ごろ当協会より再度ご連絡を致します。
提出期日：平成29年3月1日(水)～3月17日(金)
添付いただく書類：領収書の原紙、活動中の写真

(5) 申請した項目と違うものを購入した場合

助成は申請していただいた項目のみ助成対象となります。申請した項目と異なるものを購入した場合、ご返金いただく場合がございますのでご注意ください。

ただし、項目内で調整していただくことは構いません。

- 例) ○ 清掃用具で申請→ほうきを買おうと思ったが、余った金額で軍手を追加したい
× 清掃用具で申請→ユニフォームを購入

(6) 助成金との差額の精算について

お支払した助成金より助成対象使用額が少額の場合は、ご返金いただきますのでご了承ください。



美しい環境を明日へ

公益社団法人 食品容器環境美化協会

公益社団法人食品容器環境美化協会（食環協）について

当協会は、1973（昭和48）年に飲料メーカーの団体（現在6団体）が集まって設立され、以来約40年にわたってポイ捨て防止や散乱防止のための多様な啓発・支援活動を展開しています。

飲料自販機などでおなじみの「のんだあとにはリサイクル」という緑のマークは、「統一美化マーク」といって食環協のシンボルマークです。

事業の一環として1998（平成10）年から、市民と行政の協働によるまち美化活動である「アダプト・プログラム」の普及推進を行っています。アダプト・プログラムは、現在では全都道府県の各地で導入され、多くのアダプト団体が様々な活動を実施されています。

【構成団体】

一般社団法人 全国清涼飲料工業会 ・ 一般社団法人 日本果汁協会 ・ コカ・コーラ協会
一般社団法人 全国トマト工業会 ・ 日本コーヒー飲料協会 ・ ビール酒造組合

書類の提出先および問い合わせ先

＊ ＊ ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい ＊ ＊

公益社団法人食品容器環境美化協会（食環協）

〒108-0023 東京都港区芝浦2-15-16 田町K・Sビル6階

TEL: 03-5439-5121 FAX: 03-5476-2883

食環協HP: <https://www.kankyobika.or.jp>

E-mail: matsuki@kankyobika.or.jp

個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた資料およびご記入頂いた個人情報は、当協会の選考、運営ならびに情報提供の目的で事務局および審査会委員が利用し、適切に管理いたします。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用